

平成30年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成29年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成30年度墨田区一般会計予算
- 3 平成30年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 4 平成30年度墨田区介護保険特別会計予算
- 5 平成30年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

条例

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区総合運動場条例
- 7 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例
- 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例
- 13 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

契約

- 1 (仮称) 墨田区総合運動場新築工事請負契約
- 2 (仮称) 墨田区総合運動場新築に伴う電気設備工事請負契約
- 3 (仮称) 墨田区総合運動場新築に伴う機械設備工事請負契約
- 4 (仮称) 錦糸町駅南口機械式地下自転車駐車場整備工事請負契約
- 5 小梅橋撤去その他工事請負契約の一部変更について

その他

- 1 特別区道路線の認定について
- 2 特別区道路線の変更について

- 3 特別区道路線の廃止について
- 4 特別区道路線の廃止について
- 5 特別区道路線の廃止について
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

平成30年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

生涯学習事業の見直しに伴い、すみだ創生塾運営委員会を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法の一部改正(29.5.12公布、30.4.1施行)により用途地域として新たに設けられた田園住居地域における建築物の用途制限等が定められることに伴い、当該田園住居地域における建築等許可申請手数料を定めるとともに、所要の規定整備をする。

1件につき 180,000円

(2) 施行期日

本年4月1日

3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

平成30年度以降に職員の派遣を予定していることから、職員の派遣先に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加える。

(2) 施行期日

本年4月1日

職員の派遣に係る手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

平成29年特別区人事委員会勧告等に基づき、所要の改正を行う。

ア 行政系人事制度の改正

職務・職責及び能力・業績を適切に反映した人事・給与制度を一層推進するため、行政系職種において職務分類基準を再編することに伴い、給料表の改定、等級別基準職務表の改正()等を行う。

行政職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)

並びにそれぞれの等級別基準職務表を改正する。

イ 技能・業務系人事制度の改正

行政系人事制度の改正により影響が生ずること等に伴い、給料表の改

定等を行う。

ウ 扶養手当の見直し

配偶者及び子に係る扶養手当の月額を改定するとともに、職員に配偶者がいない場合の子のうち一人に係る扶養手当の支給区分を廃止する。

配偶者 13,700円 6,000円

子 6,000円 9,000円

1年間の経過措置あり

(2) 施行期日

本年4月1日

5 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

平成29年特別区人事委員会勧告に基づく行政系人事制度の改正及び諸般の情勢に鑑み、外国旅行の旅費について、職務の級における区分を廃止するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

6 墨田区総合運動場条例

(1) 制定理由

区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するとともに、世代間、地域間等の多様な交流を促進し、もって地域力の向上に資するため、墨田区総合運動場を公の施設として設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

7 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

学童クラブの待機児童の解消を図るため、墨田区亀沢保育園の4階及び5階において学童クラブ事業を実施することに伴い、当該学童クラブの名称及び実施場所を定める。

(2) 施行期日

本年6月1日

8 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

両国リバーセンタープロジェクト複合拠点施設の建築工事の実施に伴い、当該工事期間における両国子育てひろばの位置を次のように仮施設を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区横網一丁目2番13号

〔仮施設の位置〕墨田区横網一丁目2番8号

〔仮施設設置期間〕平成30年5月7日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日

本年5月7日

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

平成29年特別区人事委員会勧告等に基づき、配偶者及び子に係る扶養手当の月額を改定するとともに、職員に配偶者がいない場合の子のうち一人に係る扶養手当の支給区分を廃止するほか、所要の規定整備をする。

1年間の経過措置あり

(2) 施行期日

本年4月1日

10 墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法の一部改正(29.5.12公布、30.4.1施行)により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

11 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公営住宅法の一部改正(29.4.26公布、29.7.26一部施行)等に伴い、認知症患者等の収入報告義務の緩和及び入居申込要件の改定をするほか、公営住宅法施行令の一部改正(29.7.21公布、29.7.26施行)及び公営住宅法施行規則の一部改正(29.7.26公布、同日施行)により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

12 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公営住宅法の一部改正(29.4.26公布、29.7.26一部施行)に伴い、認知症患者等の収入報告義務の緩和をするほか、公営住宅法施行令の一部改正(29.7.21公布、29.7.26施行)及び公営住宅法施行規則の一部改正(29.7.26公布、同日施行)により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

13 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公営住宅法の一部改正(29.4.26 公布、29.7.26 一部施行)により、公営住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和することができることとなったことを踏まえ、高齢者個室借上げ住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和する。

(2) 施行期日

本年4月1日

14 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

私道防犯灯の管理に係る区民の負担軽減及び防犯灯の長寿命化を図るため、新たに防犯灯柱の塗装補修工事を助成金の交付対象に加えることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

15 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(27.5.29 公布、30.4.1 一部施行)により、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、当該被保険者を保険料を徴収すべき被保険者として位置付けるとともに、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

16 墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

児童福祉法の一部改正(28.6.3 公布、30.4.1 一部施行)により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

17 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率を定

めるとともに、介護保険法の一部改正（29.6.2 公布、30.8.1 一部施行）等により、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護給付費の自己負担割合が2割から3割に引き上げられること等に伴い、所要の改正をする。

- (2) 内容、施行期日等
別紙2のとおり

18 墨田区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

- (1) 制定理由及び内容

介護保険法の一部改正（26.6.25 公布、30.4.1 一部施行）により、東京都の条例で定めている指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について、区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準等を定める（ ）。

基準の内容は、厚生労働省令に定めるとおりとする。

- (2) 施行期日
本年4月1日

<契約>

1 (仮称) 墨田区総合運動場新築工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区堤通二丁目11番1号
(2) 契約の方法 一般競争入札
(3) 契約金額 8億7,588万円
(予定価格8億7,589万800円)
(4) 契約の相手方 東武谷内田・岡本建設共同企業体
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成31年8月30日まで
(6) 支出科目等 平成29年度 墨田区一般会計 区民生活費 スポーツ・生涯学習費 スポーツ施設整備費 工事請負費
平成30年度 債務負担行為
平成31年度 債務負担行為

2 (仮称) 墨田区総合運動場新築に伴う電気設備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区堤通二丁目11番1号
(2) 契約の方法 一般競争入札
(3) 契約金額 1億5,660万円
(予定価格1億5,817万6,800円)
(4) 契約の相手方 大坪・弘明建設共同企業体
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成31年8月30日まで
(6) 支出科目等 平成29年度 墨田区一般会計 区民生活費 スポーツ・生涯学習費 スポーツ施設整備費 工事請負費
平成30年度 債務負担行為

平成31年度 債務負担行為

3 (仮称)墨田区総合運動場新築に伴う機械設備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区堤通二丁目11番1号
(2) 契約の方法 一般競争入札
(3) 契約金額 1億5,573万6,000円
(予定価格1億5,897万6,000円)
(4) 契約の相手方 浦安・平建設共同企業体
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成31年8月30日まで
(6) 支出科目等 平成29年度 墨田区一般会計 区民生活費 スポーツ・
生涯学習費 スポーツ施設整備費 工事請負費
平成30年度 債務負担行為
平成31年度 債務負担行為

4 (仮称)錦糸町駅南口機械式地下自転車駐車場整備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区江東橋二丁目18番先
(2) 契約の方法 随意契約
(3) 契約金額 3億9,852万円
(4) 契約の相手方 株式会社技研施工
(5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成31年2月15日まで
(6) 支出科目等 平成29年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費 交
通安全推進費 工事請負費
平成30年度 債務負担行為

5 小梅橋撤去その他工事請負契約の一部変更について

- (1) 変更理由
小梅橋撤去その他工事において、河川管理者である東京都との協議により
施工方法を変更する等の必要が生じたため、契約金額を変更する。
(2) 契約金額 変更前 2億1,546万円
変更後 2億4,709万4,280円

<その他>

1 特別区道路線の認定について

- (1) 位 置 墨田区墨田三丁目34番~同35番
(2) 延長等 延長 46.93m
幅員 5.11m~5.47m
面積 258.29㎡

2 特別区道路線の変更について

(1) 路線の起点及び終点

ア 変更前 墨田区京島一丁目25番～同21番

イ 変更後 墨田区京島一丁目21番～同21番

(2) 廃止箇所

延長等 延長 15.95m

幅員 1.80m～1.88m

面積 29.43㎡

(3) 認定箇所

延長等 延長 7.58m

幅員 4.00m

面積 31.44㎡

3 特別区道路線の廃止について

(1) 位置 墨田区立花五丁目2番～同4番

(2) 延長等 延長 83.86m

幅員 1.82m

面積 152.83㎡

4 特別区道路線の廃止について

(1) 位置 墨田区立花五丁目4番～同1番

(2) 延長等 延長 97.61m

幅員 1.82m

面積 178.30㎡

5 特別区道路線の廃止について

(1) 位置 墨田区立花五丁目3番～同4番

(2) 延長等 延長 81.73m

幅員 1.82m

面積 148.77㎡

6 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

(1) 変更理由及び内容

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置が平成29年度をもって終了するため、平成30年度及び平成31年度についても引き続き同様の措置を講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議を行う。

(2) 施行期日

本年4月1日

